

農業農村整備事業に係る負担のあり方有識者懇談会の設置について

1 設置趣旨

道では、農業農村整備の地元負担について、開拓の歴史から、農道や排水路など公共的な施設の整備に係る負担は市町村が、農業生産性や農家経営の向上につながる農地の整備に係るものは農家負担として
いるところ。

一方で、農業農村整備事業における地方公共団体の負担割合の指針（ガイドライン）が、平成3年に国から示され地方公共団体の標準的な費用負担の指針とされている。

こうした中、ガイドラインを適用した場合の道や市町村の費用負担への影響について検証が求められていることから、道のこれまでの負担の考え方の妥当性やガイドラインを適用した場合の費用負担への影響はもとより整備の推進に与える影響など、農業農村整備事業に係る負担のあり方について、様々な立場から客観的・専門的に意見を聴取するため、本懇談会を開催する。

2 主な検討上の視点

- ① 社会的公平公正・便益の観点
- ② 自治体の社会的責任

3 懇談会の公開

懇談会並びに資料は原則として公開とするが、公開することにより公正または円滑な運営に支障が生じるおそれがあると認められるものは非公開とする。

4 スケジュール

令和5年7月に第1回懇談会を開催予定（全3回+現地調査1回を予定）

5 事務局

懇談会の事務は、農政部農村振興局農村設計課において行う。